

『道産食品登録制度』ニュース

道産食品登録制度とは…

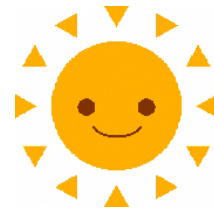
北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された道産へのこだわりの加工食品を登録する制度で、平成18年1月に設けられました。



登録制度の登録

(平成30年4月現在)

①農産物	59社	151品
②畜産物	19社	95品
③水産物	43社	108品
④林産物	2社	3品
⑤その他	14社	21品
(合計)	137社	378品



2018年4月の新規登録事業者
及び商品一覧のご紹介！！！！



新規加入あ
りがとうご
ざいます!!

NO	分類	種類	新規事業者様	所在地	電話番号	商品名	登録番号
1	その他	サイダー	㈱丸善市町	苫小牧市	0144-34-8996	北海道ビートサイダーセピアのしげき紅	1X0100042

【登録制度の手続きについて】

(申請受付は毎年実施！！！！)

- ① 2月1日～2月末日
- ② 4月1日～4月30日
- ③ 7月1日～7月31日
- ④ 11月1日～11月30日



年4回受付

【お問い合わせ先】

(道産食品登録機関)

一般財団法人 日本穀物検定協会
北海道支部

〒札幌市白石区菊水8条3丁目1-24

(電話) 011-831-6191

(メールアドレス) dousan-hok@kokken.or.jp